

「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日 閣議決定）（抄）

II 分野別措置事項

3 創業・IT 等分野

(2) 個別措置事項

③産業の新陳代謝

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
42	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等①	<p>「規制改革に関する第2次答申」II 3 (2) ③アに記載されているとおり、垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることあるれば、競争促進効果を生じることある等の指摘を踏まえ、『流通・取引慣行ガイドライン』について、流通分野における垂直的制限行為に関する事業者の予見可能性を高めるため、「価格が維持されるおそれ」等の垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準を明確にするとともに、次の点について明確化する。</p> <p>A. 垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることあるれば、競争促進効果を生じることあり得ること、及び競争促進効果の考慮についての考え方</p> <p>B. メーカーが単に実際の流通価格や販売先等を調査すること（「流通調査」）は、独占禁止法に違反しないこと</p> <p>C. 売手が一定の基準に基づき選択した流通業者にのみ、直接又は間接的に商品やサービスを販売し、一定の基準に基づき選択された流通業者は、売手が決めた地域においては、認定されていない流通業者に対し、当該商品やサービスを提供しない義務を負う流通制度（いわゆる「選択的流通」）についての具体的な適法・違法性判断基準</p>	平成 26 年度措置	公正取引委員会
43	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等②	<p>「規制改革に関する第2次答申」II 3 (2) ③ア b. 及び c. の指摘を踏まえ、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」について、所要の明確化を行う。</p>	平成 26 年度措置	公正取引委員会
44	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等③	<p>「規制改革に関する第2次答申」II 3 (2) ③ア d. 及び e. の指摘を踏まえ、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行う。</p>	平成 26 年度検討開始	公正取引委員会